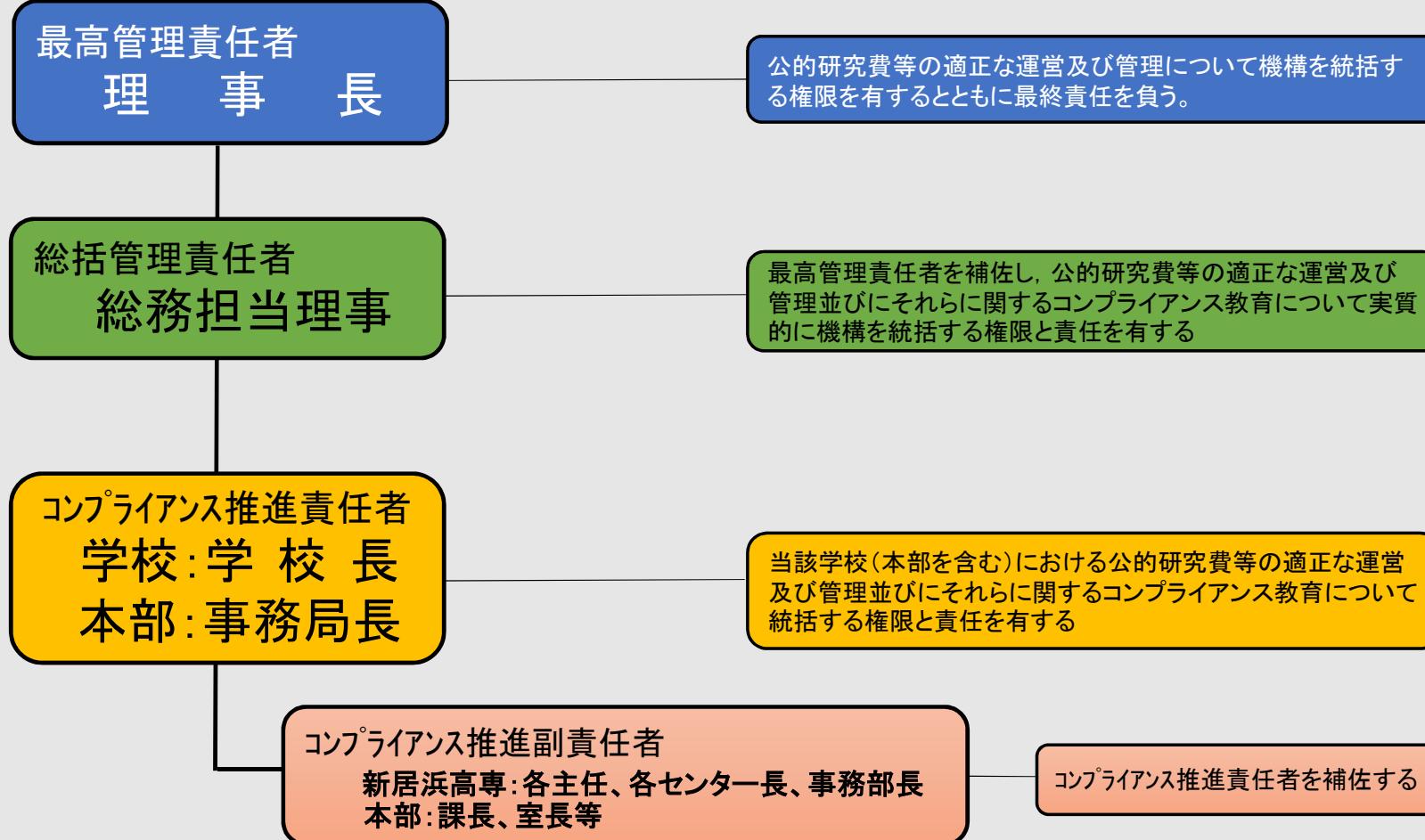


〈公的研究費等の運営・管理における責任体制図〉

国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則第4条～第6条
(制定平成27年1月26日 機構規則第121号)



令和3年6月4日

新居浜工業高等専門学校
コンプライアンス推進責任者

独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則
第6条第3項の規定に基づき、コンプライアンス推進副責任者を下表のとおり指定
する。

なお、本指定により、平成27年3月25日付け指定は廃止する。

組織	コンプライアンス推進副責任者
機械工学科	
電気情報工学科	
電子制御工学科	
生物応用化学科	主任
環境材料工学科	
数理科	
一般教養科	
保健管理センター	
高度技術教育研究センター	
情報教育センター	センター長
エンジニアリングデザイン教育センター	
グローバル教育センター	
事務部	事務部長